

旭川市立近文第一小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和7年3月 改定)

<目 次>

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	市立学校の責務	2
3	いじめの定義等	3

第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1	本校のいじめの実情及び目標（指標）	7
2	児童が主体となった取組の推進	7
3	いじめの防止等の対策のための組織の設置	8
4	いじめ防止の取組	9
5	いじめの早期発見	11
	資料①「いじめ発見・見守りチェックリスト」	
	資料②「家庭用 子どもの様子チェックリスト」	
	資料③「主な相談窓口」	
6	いじめへの迅速かつ適切な対処	16
7	いじめの解消	18
	資料④「早期発見・事案対処マニュアル」	
8	家庭や地域、団体との連携	21
9	関係機関等との連携	21
	資料⑤「いじめ等に関する相談対応フロー」	
10	重大事態への対処	23
11	学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	25
12	学校いじめ防止プログラム	26

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめはどの子どもにも、どの学級・学年でも起こりうるものであることを十分認識の上、教職員間の連携を密にしながら、その防止と対処に努めてきました。そして、「いじめは、どのような状況であろうと、決して許されない行為だ」ということを子どもたちに継続して指導してきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようになり、並びに学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指します。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとします。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条を踏まえ、校内の組織的な体制の下、迅速かつ適切に対処します。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

- 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。
- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、条例第6条から第8条を踏まえ、保護者や児童、地域の方々等との連携をこれまで以上に密とし、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。また、いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主觀を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つて行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わぬいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のこと留意します。

認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童とその保護者に対し、

- ①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること
 - ②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- を面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

本校の令和6年度におけるいじめの認知件数は68件（12月末）です。また、11月に実施した第2回「いじめの把握のためのアンケート調査」において「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答した児童の割合は、令和5年、令和6年ともにすべての児童が「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答しました。いじめはどんなことがあっても許されない行為であることがすべての児童に理解されるに至りました。

今後もいじめ防止に向けた組織的な取組を通して、「いじめの把握のためのアンケート調査」において「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答する児童の割合100%が継続するよう努めます。

また、「嫌な思いをしたとき、誰に相談しますか」の問い合わせに約5%の児童が「誰にも相談しない」と回答しています。本校のいじめ防止に向けた組織的な取組を通して、児童が相談できる体制を今後も整え続けます。

2 児童が主体となった取組の推進

本校で行われる学級活動や児童会活動等において、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を推進します。

【主な取組】

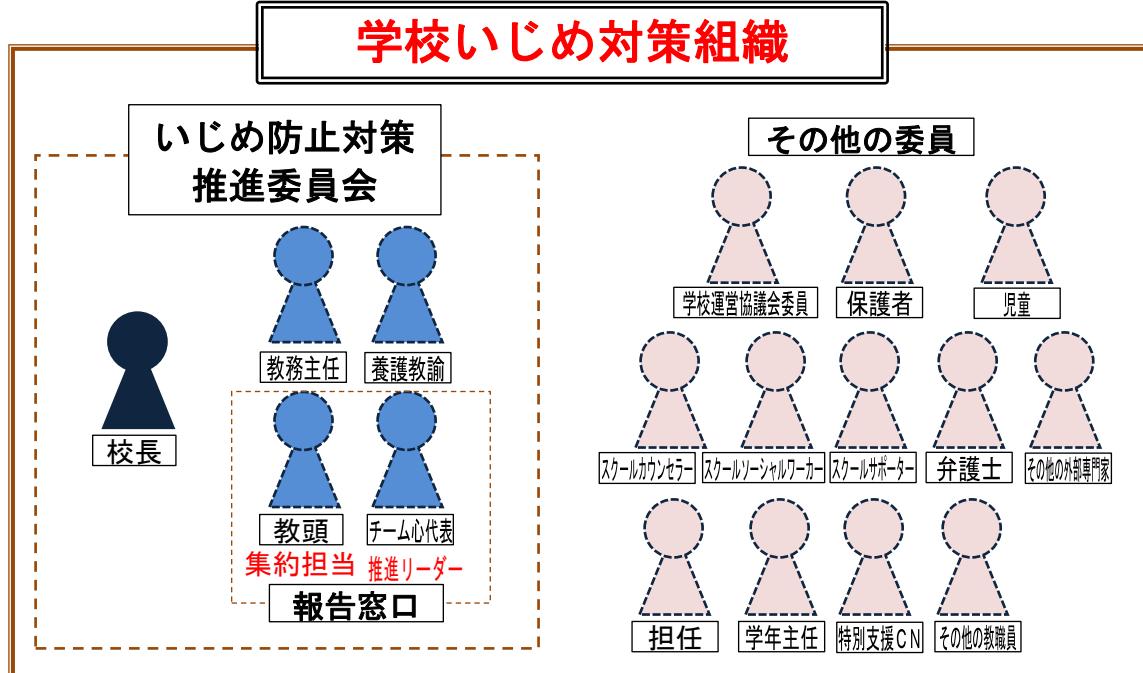
- ・「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定し、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を推進します。
- ・「いじめ・非行防止強調月間」において、児童会活動の一環として、近文第一小学校「いじめなくそう宣言」を作成し、朝会の場で全校児童に示し、全児童の共通理解を図り、いじめ防止に向けた意識を育てます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

本校においては、学校いじめ対策組織として「いじめ防止対策推進委員会」を組織し、「学校いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめや非行、不登校を未然に防ぐ対策を講じるとともに、いじめが発生したときに組織的に迅速に対応できるようにします。

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の体制

近文第一小学校いじめ防止対策推進基本方針に基づき、学校における生活や行動面及び対人関係等から、いじめや非行、不登校等を未然に防止するとともに、このような状態が憂慮される児童について協議し、対策を講じる組織です。

＜具体的役割＞

- ① いじめや非行、生徒指導上の問題行動等の情報の収集や記録
- ② いじめ認知の判断
 - *必要に応じて、関係機関の指導を仰ぐ
- ③ 認知されたいじめへの、対処プランの策定と事案への対処
- ④ いじめに関する校内研修の実施
- ⑤ PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直し
- ⑥ 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

なお、いじめが疑われる情報があったときには、「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催することとし、迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも機動的に対応することにしています。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、いじめの疑いのある事案への対処のみならず、未然防止のための環境づくりや相談・通報の窓口となります。また、情報の収集や記録と共有、迅速な認知の判断、対処プランの策定と確実な実行、児童に対する支援や指導と保護者との連携等の組織的な対応、学校いじめ防止プログラムの作成や実行、校内研修の計画的な実施、PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直し、学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の役割の周知啓発、学校いじめ対策組織会議の内容の記録と整理・保管などを役割としています。

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- (ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- (イ) 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。

- (ウ) 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童が容易に理解できる取組を進める。
- (オ) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア) 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- (イ) 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- (ウ) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- (オ) 児童生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- (カ) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (キ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。
- (イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじ

めを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

- (ウ) 児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- (イ) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (オ) 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (カ) 配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア) 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める取組を推進する。
- (イ) 児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを行う。
- (ウ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図る。
- (オ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しそれ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員での確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ア 日常の観察や児童との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に取り組むとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- イ アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
- ウ いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- エ 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。 []
- 教職員のそばにいたがる。 []
- 登校時に、体の不調を訴える。 []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 []
- 交友関係が変わった。 []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 []
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。 []
- 視線をそらし、合わそうとしない。 []
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。 []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 []
- 体に擦り傷やあざができていることがある。 []
- けがをしている理由を曖昧にする。 []

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 []
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする。 []

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 []
- 一人で下校することが多い。 []

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立近文第一小学校

電話 0166-57-4441

おも そうだんまどぐち
主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

でんわばんごう <電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)
うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:15 (祝日, 年末年始を除く)

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

でんわばんごう <電話番号> 0120-677-110 うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

でんわばんごう <電話番号> 0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひやくとおばん)
うけつけじかん <受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

でんわばんごう <電話番号> 0166-31-5511 うけつけじかん <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

でんわばんごう <電話番号> 050-3383-5566 うけつけじかん <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

でんわばんごう <電話番号> 0166-46-5243 うけつけじかん <受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

でんわばんごう <電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)
うけつけじかん <受付時間> 毎日 24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

でんわばんごう <電話番号> 011-231-4343 うけつけじかん <受付時間> 每日 24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

でんわばんごう <電話番号> 050-3786-0799 または #8891
うけつけじかん <受付時間> 平日 10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。事前に都合のよい日時をお知らせください。旭川市立近文第一小学校 電話 0166-57-4441

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- (イ) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- (エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (オ) いじめを受けたとされる児童が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行う。
- (カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- (キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (ク) インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- (ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- (コ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- (イ) 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- (ウ) いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝

え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

- (I) いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (オ) いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (カ) いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。
- (キ) いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- (ク) 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- (ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (イ) 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (ウ) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (エ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (オ) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育む

ことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (イ) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- (ア) 他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- (イ) 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- (ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- (エ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- (ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

- 周囲の児童や保護者

- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関等との連携の検討
- いじめ認知の判断

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童
- 周囲の児童

学校
家
庭

いじめを受けた児童

- 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。
- いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。
- 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。

いじめを行った児童

- いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。
- 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。

周囲の児童

- いじめを傍観したり、はしゃ立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせる大切さに気付かせる。
- 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくる大切さを自覚させる。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

□いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫

○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

○ 学校体制の改善・充実

- 指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

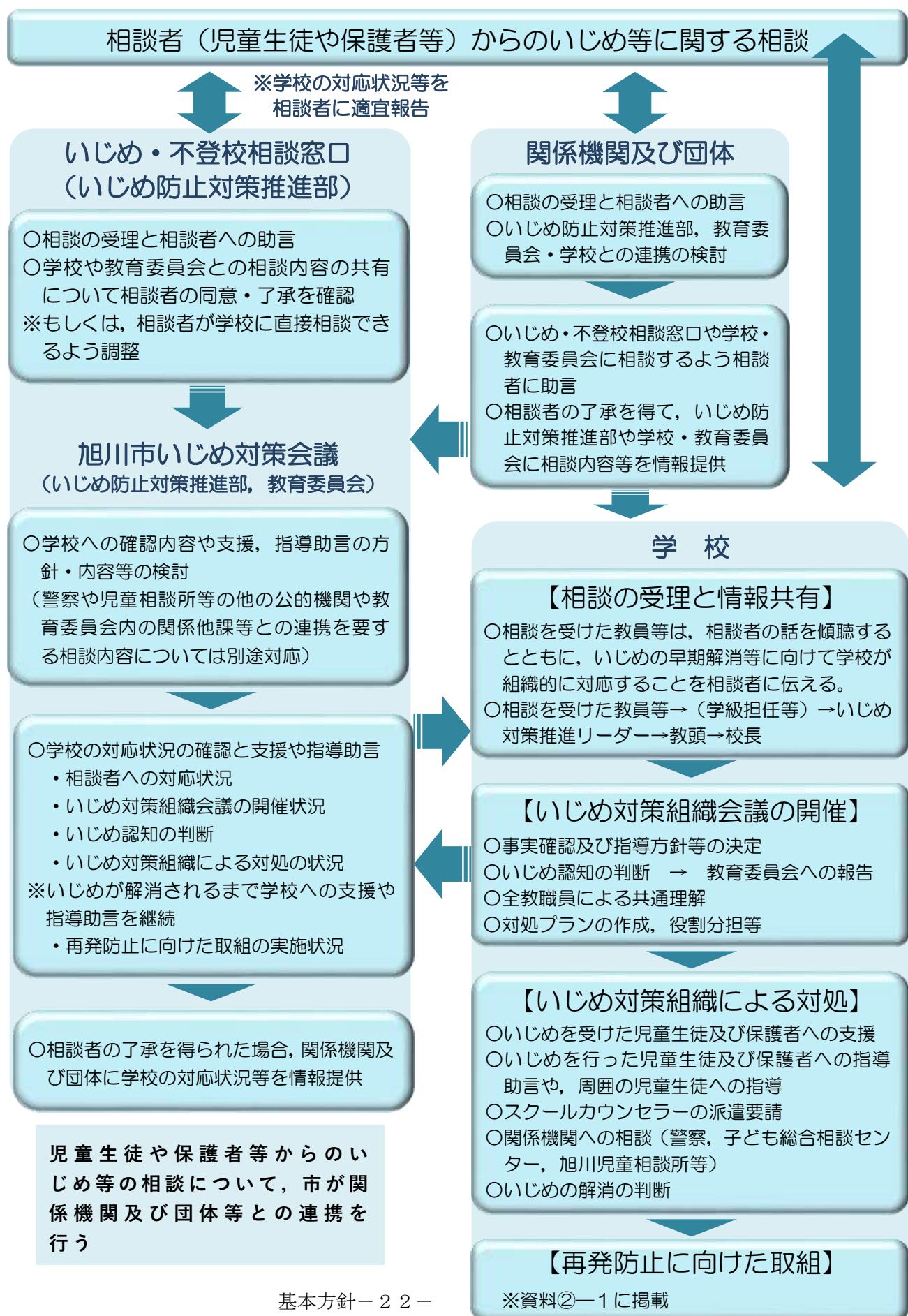
8 家庭や地域、団体との連携

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童及びその保護者に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関等との連携

- 学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。
- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
 - イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールソポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
 - ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

いじめ等に関する相談対応フロー

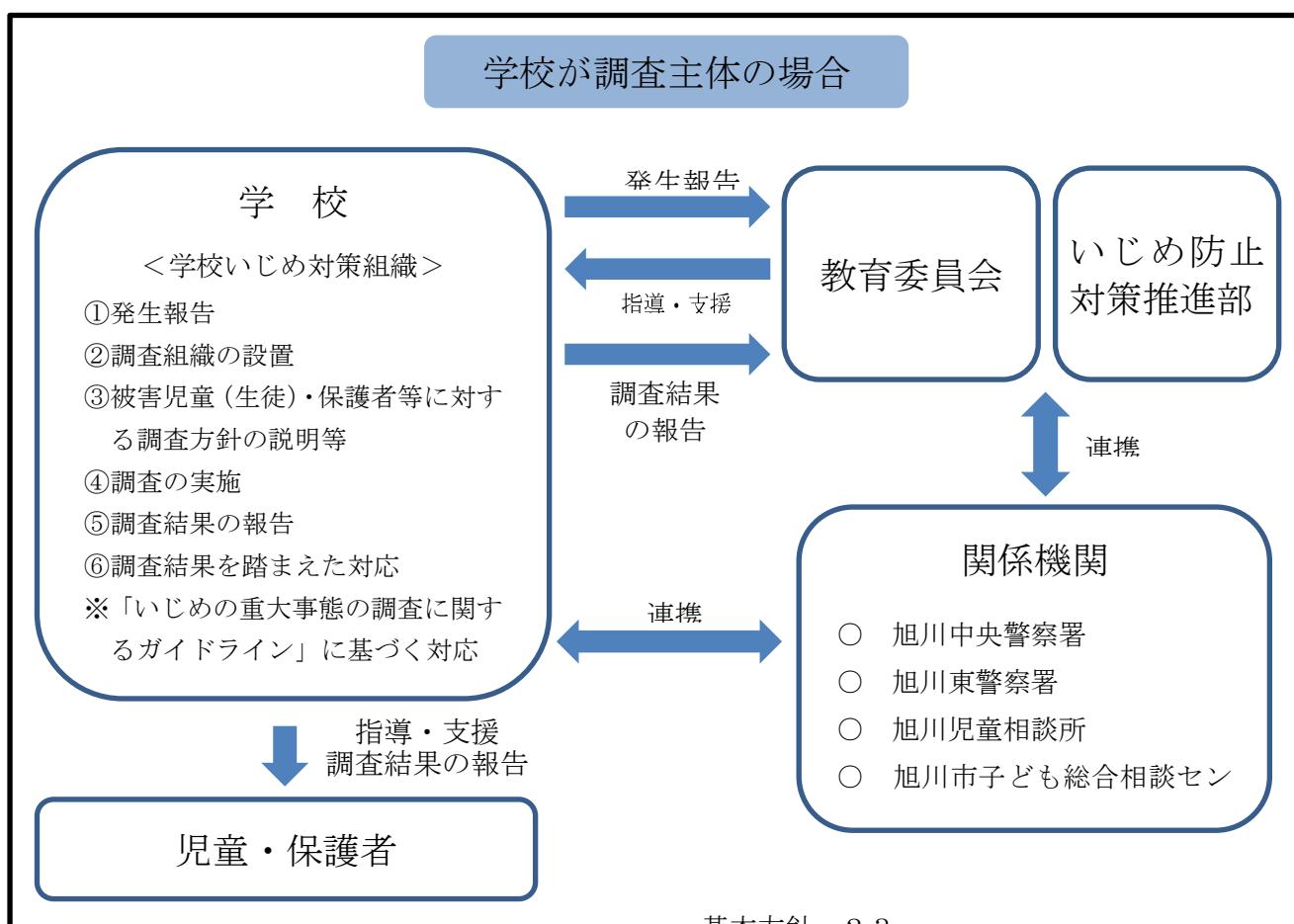


10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

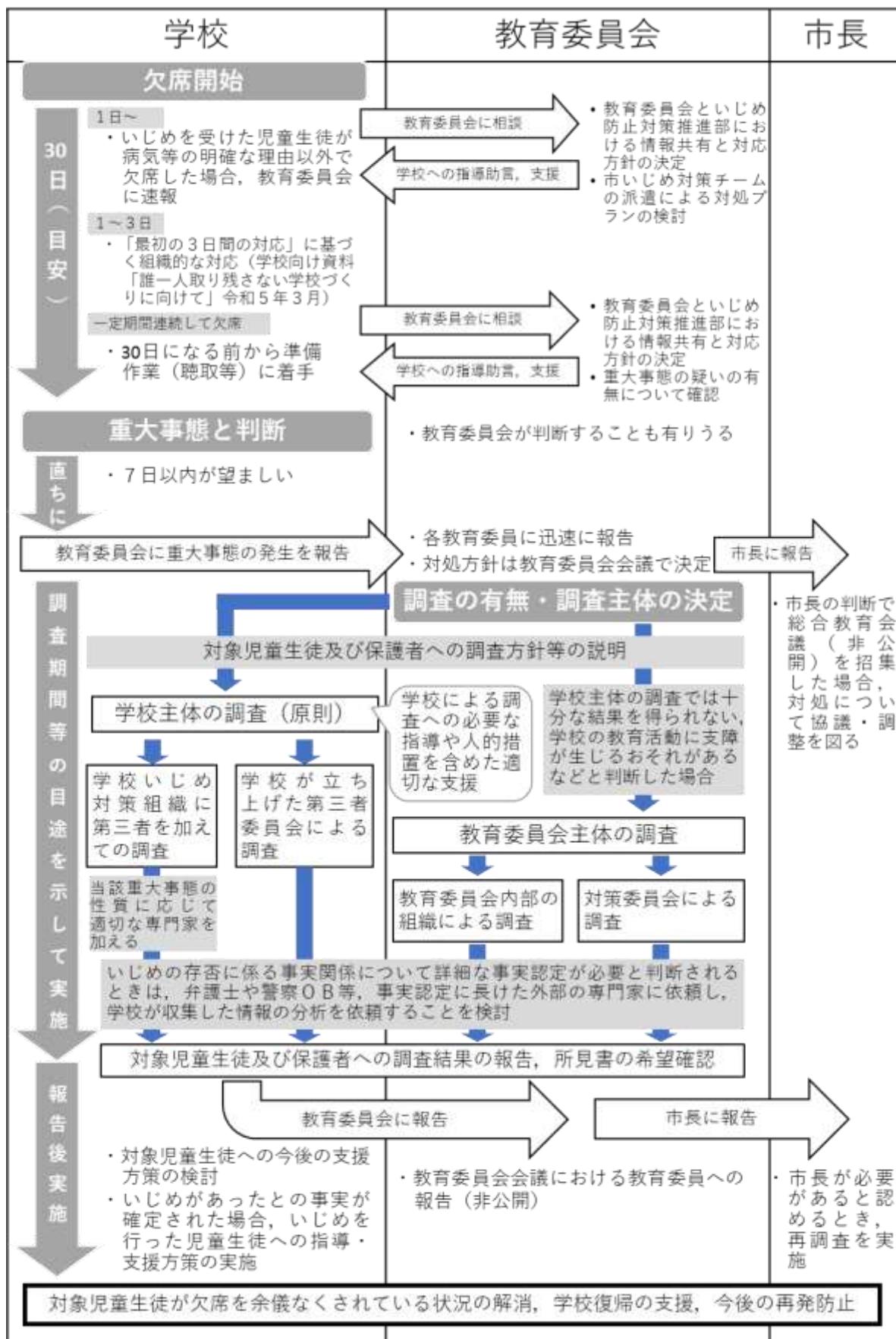
- ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ウ 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- エ 学校から、重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告する。
- オ 学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。
- カ 市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処する。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、条例に基づき、学校いじめ防止基本方針を公表するとともに、取組の見直しを継続します。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に関連開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 <ul style="list-style-type: none"> →参加者による全体周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（生徒版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○ストレスチェック① ○生徒が主体となった未然防止の取組
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取り組みの紹介 ・委員と学校の情報共有

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子について共有 ・S Cを交えて意見交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子について共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子について共有
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習A c t サミットへの参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子について共有 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子について共有 ・S Cを交えて交流
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となった未然防止の取組 ○「生命（いのち）の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○ストレスチェック② 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取り組みの紹介 ・委員と学校の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子について共有 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の状況についてスクールカウンセラーからの視点を聞く。 ・学年末を迎えるにあたっての注意点を考える機会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・S Cを交えて交流 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェック③ ○外部講師（警察）による、スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ※「包括的性教育」に係る取組（実施日未定）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取り組みの紹介 ・委員と学校の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による、スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組等の評価 	